

利用者への権利侵害事案③

【事案】

男性非常勤職員による女性利用者へのわいせつ行為

【事案の概要】

障害者支援施設で、宿直をしていた 60 代の男性非常勤職員が、知的障害のある女性利用者にわいせつな行為をした。宿直業務についていた当該職員と女性利用者が宿直室で一緒にいるところを巡回中の職員が発見。当該職員は、施設の調査に「弁解することはない」と話した。翌日、当該施設は管轄の市へ報告。施設内に有識者等の外部委員を含めた委員会を設置して事案発生の背景や原因について検証を行い、再発防止への対策等をまとめた報告書を市へ提出した。

【発生に至ってしまった背景（考察）】

夜間の管理運営体制については、男女 2 名ずつ計 4 名の夜勤・宿直体制で、男子棟と女子棟の行き来は禁止していた。しかし、他害行為等がみられることにより個室を必要とする利用者が増えたことから、男性職員も自由に往来できる管理棟の空き部屋を利用者の居室として利用していたこと、また、複数の宿直職員からの申し出により宿直者の仮眠室を男性入所棟から管理棟に移した事等が事案発生への誘発要素になったと考えられる。

また、当該施設においては非常勤職員及びシルバー職員の採用が積極的に行われていたが、常勤職員に比べてこうした職員への研修体制が十分ではなかったことが推察される。

加えて、女性利用者の個室が管理棟に設けられていることへの危惧や疑問の声が組織の中で「表面化」してこなかったことも問題の 1 つであったと指摘できる。